

第 8 2 号議案

足立区男女共同参画社会推進条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 4 年 9 月 2 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区男女共同参画社会推進条例の一部を改正する条例
足立区男女共同参画社会推進条例（平成 1 5 年足立区条例第 1 5 号）
の一部を次のように改正する。

第 2 1 条中「区民」の次に「、足立区議会議員」を加え、「1 5 人以内」
を「1 8 人以内」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 4 年 1 0 月 1 日から施行する。
（委員の任期に関する経過措置）
- 2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される足立区男女共同参画推進
委員会の委員の任期は、第 2 2 条の規定にかかわらず、令和 5 年 3 月
3 1 日までとする。

（提案理由）

足立区男女共同参画推進委員会の委員の構成を変更する必要があるの
で、この条例案を提出いたします。